

公用車売却仕様書

1 総 則 この仕様書は、公用車売却について必要な事項を定めるものとする。

2 契約期間 契約締結日から令和8年12月28日まで

3 車両情報 別紙「車両一覧」、車両写真及び車検証の写しにて確認すること。

※写真は、実際の色合いや状態が異なる場合がある。

備 考

- ① バッテリーはあがっている。
- ② 車検の有効期限は切れている。
- ③ 自動車損害賠償責任保険の有効期間は切れている。
- ④ 車両には傷、さび、塗装の剥がれ、車内の汚れがある。
- ⑤ その他の車内装備品が正常に作動するかは不明。

4 引渡条件

- (1) 売却代金を全額納付後、車両の引渡しを行う。
- (2) 落札者は契約期間内にすべての車両を引き取ること。
- (3) 名義変更等の手続及び車両の運送等は、落札者が行うこと。
- (4) 引渡し後の車両の不調や故障については一切補償しない。
- (5) 落札者は契約の締結及び履行に関するすべての費用を負担すること。
- (6) 車両の引き取り及び登録又は解体処分等に係る費用については、全て落札者が負担すること。
- (7) 落札後に車両本体及び部品の転売等を行う場合、本体及び付属品のエンブレム・ステッカー等の「五條市」の所属と紛らわしいものは処分して利用すること。
- (8) 車両に積載しているものは全て落札業者が引き取ること。

5 車両確認

実際の車両を確認したい者は、下記期間に確認をすることが出来る。なお、確認しない場合でも、写真をもって物件を確認したものとする。

確認期間 令和8年8月31日～令和8年9月18日

※土日祝を除く午前9時から午後4時まで

※車両の確認を希望する者は、必ず事前に連絡して日時の調整をすること。

連絡先 五條市役所 資産管理課 管財係

電話 0747-22-4001（内線 308）